

赤磐市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

赤磐市総合計画策定支援業務

2 目的

本事業は、第3次赤磐市総合計画基本構想（計画期間：令和7～14年度）及び前期基本計画（計画期間：令和7～10年度）を策定するに当たり、その支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的に実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和7年11月30日まで
（令和5年度から令和7年度までの3か年の継続事業）

4 業務の内容

基本的な業務内容は、以下のとおりとする。

（1）総合計画案の策定支援

第3次赤磐市総合計画の策定を効率的に進めるため、おおむね次の業務の支援を行う。国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版）」の内容に留意し、まち・ひと・しごと創生総合戦略として読み替えることを踏まえた計画とする。

ア 基本構想の策定支援

市民が参画する対話の場を設ける。ワークショップの開催、オンラインアンケート等市民ニーズを効果的に把握できる方法を提案し実施する。

対話から得た市民の意見、赤磐市が令和4年度に実施した市民アンケート調査、施策評価等を踏まえ、基本構想の素案作成に向けた支援を行う。

基本構想には、「基本理念」「将来像」等を含み、長期的な視点に立つとともに、重要課題を踏まえることとする。

■ねらい

価値観が多様化し、社会を取り巻く状況も目まぐるしく変化するため将来の予想が困難な時代と言われている。しかし、いつの時代も変化に対応したものが生き残っている。赤磐市では、人口が減少する中でも住民が生き活きと活躍しきらりと輝く将来のために、どの様な社会の仕組みをデザインすべきか。「Society 5.0を地域で推進すること」なのか「子どもまんなか社会の実現」なのか、市民が参画する対話の場から探っていくためにも、専門的知見からの効果的で独自性のある提案を期待する。

■スケジュール概要

令和6年4～6月頃に市民との対話の場を設ける。対話から得た意見等を踏まえ、

市民等で構成する赤磐市まちづくり審議会や市内組織である総合計画策定本部で審議し、令和6年9月頃に基本構想素案の作成を予定

イ 基本計画の策定支援

市民が参画する対話の場を設ける。ワークショップ、座談会等市民ニーズを効果的に把握できる方法を提案し実施する。

基本構想で定めたまちづくりの方向性を実現するため必要な施策を体系的に整理するとともに、基本計画に掲載する各施策の現状と課題や施策の方向性、指標などのフレームを検討し、基本計画素案作成の支援を行う。

■スケジュール概要

基本構想素案作成と並行で施策体系づくり作業を進め、令和6年8～10月頃にかけて関係課にて基本計画のフレームに沿った基本計画たたき台の作成を行う予定

また、令和6年10～12月頃に市民との対話の場を設ける。市民や赤磐市まちづくり審議会の意見を踏まえ、令和7年1月頃に基本計画素案作成を予定

(2) 人口ビジョン改訂作業

赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）の改訂を行う。改訂に当たっては、今後示される国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」を踏まえたものとする。

また、現行人口ビジョン推計値と実績値の差の分析を行う。

(3) 会議等の運営支援

以下の会議等について、会議手法の立案・助言、会議資料案の作成、会議まとめを行うとともに、会議に同席し、効果的な会議運営を支援し、議事録を作成すること。

ア 赤磐市まちづくり審議会

(ア) 内容 第3次赤磐市総合計画基本構想及び基本計画素案の策定

(イ) 委員 有識者、赤磐市内関係団体、赤磐市民（約20名程度）

(ウ) 期間 令和6年8月～令和7年4月（予定）

(エ) 開催回数 令和6年度5回程度、令和7年度1回程度（予定）

イ 市民ワークショップ等の企画・運営

(ア) 内容 基本構想や基本計画に関し意見を聞くため市民を対象としたワークショップ等の企画、運営、収集した意見の調整

(イ) 期間 令和6年4～6月、10～12月（予定）

(ウ) 開催回数 効果的な開催回数を提案し実施する。

(エ) その他 ファシリテータについては、市と協議の上、決定し、その謝金は受託者の負担とする。

(4) 総合計画の成果物

第3次赤磐市総合計画（基本構想、基本計画）及び市民に分かりやすく伝え協働で推進していくための概要版を作成すること（印刷物は求めず、電子データのみ納品すること。）。)

ア 第3次赤磐市総合計画（基本構想、基本計画）及び概要版

（ア） 概要 基本構想、基本計画等を分かりやすく見やすいデザインにより作成すること。

（イ） 成果物 A4判、おおむね120頁のPDF

（ウ） 完成月 令和7年10月（予定）

イ 第3次赤磐市総合計画概要版

（ア） 概要 基本構想、基本計画等の考え方や概要について、分かりやすく見やすいデザインにより概要版を作成すること。

（イ） 成果物 A4判、おおむね20頁のPDF

（ウ） 完成月 令和7年10月（予定）

（5） 策定にかかるその他助言・支援

第3次赤磐市総合計画が実効性のあるものとなるように、施策体系のあり方や総合計画の進捗管理に必要となる手法の助言・支援を行う。

また、市の要請に基づいた資料作成、アドバイス等全般的な支援を行う。

（6） 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

第3次赤磐市総合計画を策定していくうえで効果的な事項、又は、市民参加や気運の醸成につながるような効果的な取組を提案すること。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

（7） その他

ア 契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

イ 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。

ウ 委託業務の履行にあたっては、赤磐市と十分な連携及び協議を図ること。

エ 委託業務の遂行について関連する法規がある場合は、当該法規を順守すること。

オ 本市が必要と認める事項について、適宜支援を行うものとする。

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、各種納入場所は、赤磐市総合政策部政策推進課とする。なお、本業務の成果品については、赤磐市が著作権を有するものとし、受託者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

（1） 第3次赤磐市総合計画（電子データ）

（2） 第3次赤磐市総合計画概要版（電子データ）

（3） 赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（電子データ）

（4） その他第3次赤磐市総合計画策定に関する資料等（電子データ）

6 提案上限額 11,000,000円

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例を遵守し、適正に行うこと。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。